

基礎年金国庫負担割合の引上げとその道筋

【年金制度改正法附則第15条】

平成17年度及び平成18年度において、我が国の経済社会の動向を踏まえつつ、所要の税制上の措置を講じた上で、別に法律で定めるところにより、国庫負担の割合を適切な水準へ引き上げるものとする。

<平成16年度与党税制改正大綱>

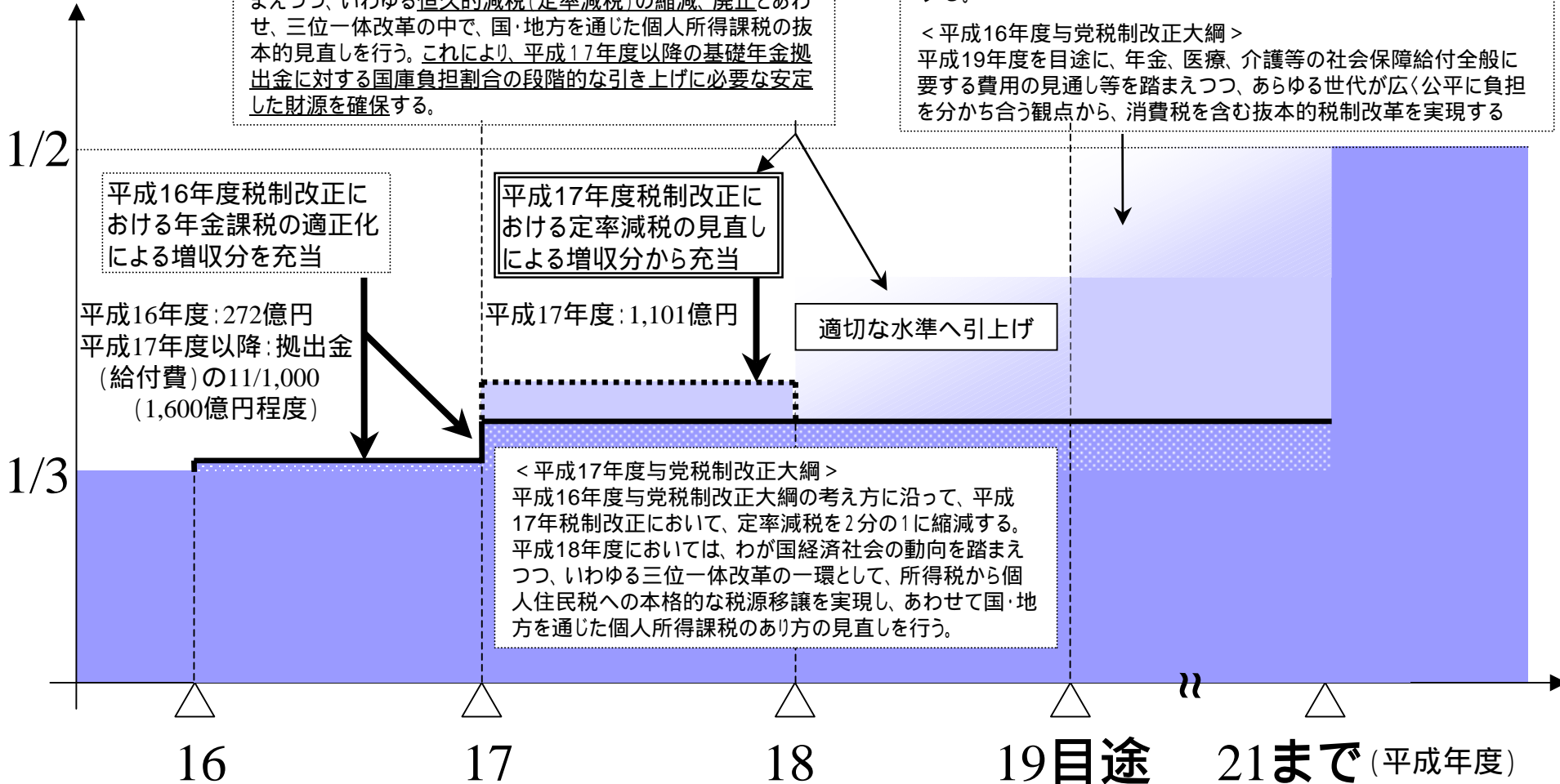
平成17年度及び18年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税(定率減税)の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。これにより、平成17年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。

【年金制度改正法附則第16条】

特定年度(国庫負担割合が2分の1に完全に引き上げられる年度)については、平成19年度を目途に、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、社会保障に関する制度全般の改革の動向その他の事情を勘案し、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成21年度までのいずれかの年度を定めるものとする。

<平成16年度与党税制改正大綱>

平成19年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見通し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する



平成 16 年度税制改正大綱（抜粋）
（平成 15 年 12 月 17 日自由民主党・公明党）

- 1 平成 16 年度税制改正において年金課税の適正化を行う。この改正により確保される財源は、平成 16 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担の割合の引上げに充てるものとする。
- 2 平成 17 年度及び平成 18 年度において、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる恒久的減税（定率減税）の縮減、廃止とあわせ、三位一体改革の中で、国・地方を通じた個人所得課税の抜本の見直しを行う。これにより、平成 17 年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。
- 3 （略）
- 4 平成 19 年度を目途に、年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつ、あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点から、消費税を含む抜本的税制改革を実現する。

平成 17 年度税制改正大綱（抜粋）
（平成 16 年 12 月 15 日自由民主党・公明党）

（略）平成16年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成17年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。なお、今後の景気動向を注視し、必要があれば、政府・与党の決断により、その見直しを含め、その時々^の経済状況に機動的・弾力的に対応する。

（略）

1．国・地方を通ずる個人所得課税

平成 16 年度与党税制改正大綱の考え方に沿って、平成 17 年度税制改正において、定率減税を2分の1に縮減する。平成 18 年度においては、わが国経済社会の動向を踏まえつつ、いわゆる三位一体改革の一環として、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実現し、あわせて国・地方を通ずる個人所得課税のあり方^の見直しを行う。

平成17年度予算・税制に係る合意

1. 平成17年度税制改正における定率減税の見直しによる増収分については、
 - (1) 交付税率相当分は、地方交付税交付金として地方一般財源の充実に充てることとする。
 - (2) 特別障害者給付金支給法及び医療観察法(※)により必要となる額に相当する額は、これに充てることとする。
(※)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
2. 平成17年度予算においては、初年度増収額から上記1.(1)(2)を控除した金額を、現行法による基礎年金国庫負担額に加算するものとする。
3. 平成18年度予算以降における増収分の取扱いについては、平成17年度与党税制改正大綱及び平成18年度以降の税制改正の検討結果を踏まえ、また、政府の経済財政運営の方針との整合性を確保しつつ、平成18年度以降の予算編成過程において検討するものとする。

平成16年12月15日

自由民主党政務調査会

会長

公明党政務調査会

会長

平成 17 年度定率減税の見直しによる増収分の内訳

(単位：千円)

事 項	増 収 額 等
①平成 17 年度増収額	185,000,000
②地方交付税率相当	①×32% 59,200,000
③国分	①－② 125,800,000
④特別障害者給付金支給法に必要な経費	10,100,521
⑤医療観察法に必要な経費	5,575,096
⑥基礎年金国庫負担額	③－④－⑤ 110,124,383